

告示

埼玉県告示第千三百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア クロスプラザ坂戸

埼玉県坂戸市日の出町二百五十一番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) ユニバーサルデザインの「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方に沿い、障害者等関連団体の意見を反映した施設整備に取り組んでください。具体例として、一階に車椅子専用駐車場が設定されていますが、車の出入口付近であるため、駐車位置から店舗入口までの導線上に車両の往来が見込まれる作りになっていると思われる。これについて、障害者等の意見は反映されていますか。

(2) 周辺道路の渋滞対策を講じてください。店舗への出入に際しては円滑な交通誘導をお願いします。また、誘導案内看板等を設置するなど適切な対応をお願いします。

(3) 交通協議や地元説明会で出された意見や要望について積極的に取り入れ対応してください。開店後においても、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす事案が発生した場合には、速やかに関係機関と協議するとともに適切な対策を講じてください。

(4) 児童生徒の登下校時の安全確保、対策を講じてください。

(5) 埼玉県の「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」を遵守し地元商業団体との連携や商工会への加入を検討してください。

二 縦覧期間

平成二十九年十二月十九日から平成三十年一月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター